

事 務 連 絡  
令和 2 年 3 月 30 日

都道府県、市、特別区水道行政担当部（局）  
厚生労働大臣認可水道事業者及び水道用水供給事業者  
国設専用水道の設置者  
登録水質検査機関

御中

厚生労働省医薬・生活衛生局  
水道課 水道水質管理室

ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）  
の検査方法に関する質疑応答集公表について

水道行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 3 月 30 日付け薬生水発 0330 第 1 ～ 4 号にて改正した「水質基準に関する省令の一部改正等  
における留意事項について」における PFOS 及び PFOA の検査方法について、今般、質疑応答集  
（Q&A）をとりまとめ、国立医薬品食品衛生研究所のウェブサイトに掲載しましたので、お知らせ  
いたします。

なお、本質疑応答集の内容については、必要に応じて追加等を行う予定ですので御了承ください。

Q & A 掲載ウェブサイト：<http://www.nihs.go.jp/dec/section3/qa/index.html>

【担 当】

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課  
水道水質管理室 柴田

メール：suishitsu@mhlw.go.jp